

印西市子ども会育成連絡協議会規約（案）

（名称及び事務局）

第1条 この会は、印西市子ども会育成連絡協議会（以下「市子連」という。）と称し、事務局を会長宅に置く。

（定義）

第2条 この規約において、次の用語の意義は、それぞれ次のとおりである。

- （1）単位子ども会 育成会員の支援のもとで活動する、子どもで構成する団体をいう。
- （2）育成会員 子ども会に所属し育成することを目的とした育成者、指導者をいう。
- （3）ボランティアパートナー 子ども会事業に協力する単位子ども会に所属していない育成者指導者をいう。

（構成）

第3条 この会は、次をもって構成する。

- （1）単位子ども会育成会員
- （2）ボランティアパートナー

（目的）

第4条 この会は、加入する市内の単位子ども会及び育成会員相互の連絡を密にし、子ども会の育成と振興を図ることを目的とする。

（事業）

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）単位子ども会相互の情報交換及び連絡調整
- （2）ジュニアリーダーの育成
- （3）子ども会育成に関する研究及び講習
- （4）育成会員・指導者等の育成
- （5）その他目的達成のために必要な事業

（役員）

第6条 この会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）会 計 2名
- （4）事務局 4名（うち1名を事務局長とする）

（役員職務）

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- （1）会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- （3）会計は、この会の会計を掌握する。
- （4）事務局は、この会の事務を司る。

（役員任期）

第8条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

（役員選出）

第9条 役員は育成会員から9名を選出し、役職を互選し、総会の承認を得る。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会及び役員会とする

(総会)

第11条 総会は、毎年1回、会長が招集する。ただし、役員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の請求があった場合、臨時にこれを開催することができる。

2 総会は、単位子ども会の代表者で構成し、構成員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議事は、構成員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 総会は、次の事項を決める

(1) 規約の改廃

(2) 役員を選出

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 事業計画及び予算の議決

(5) その他この会の目的達成に必要なこと

(役員会)

第12条 役員会は、会長が必要と認めた場合、会長が招集し、開催する。

2 役員会は、会長、副会長、会計、事務局及び専門委員会の代表者により構成し、次の事項を行う。

(1) この会の運営の総轄

(2) 総会の準備

(3) 単位子ども会及び育成会員への助言及び支援

(指導部)

第13条 この会に役員経験者から会長が指名し指導部を置くことができる。

2 指導部は、この会の運営にあたり助言及び支援をおこなうものとする。

(専門委員会)

第14条 この会の必要に応じ、専門委員会を設けることができる。

(1) 専門委員会の代表者を役員とすることができる。

(2) 専門委員会の代表者は、会長が指名する。

(経理)

第15条 この会の経理は、会費、補助金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は単位子ども会1団体あたり年額500円及び小学生以上の会員1人あたり年額200円とする。

3 この会に所属する単位子ども会の傷害保険等の事務を代行する。

4 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第16条 単位子ども会の育成会員から監査2名を選出する。

2 監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。

附 則

この規約は、平成22年5月9日から施行する。

この規約は、議決の日から施行する。(平成24年4月22日)